

令和元年度健全化判断比率・資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成19年6月に公布されました。これにより平成19年度決算から財政健全化に関する各指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・資金不足比率）について、監査委員の審査を受け、その意見を付したうえで議会へ報告し、公表しなければなりません。

算出された指標により財政状況を3つの段階に区分する基準が設けられています。

自主的な改善努力により早期健全化を図る段階の「早期健全化基準」、国等の関与により確実な再生が求められる「財政再生基準」、早期健全化基準以下の場合の「健全段階」の3つです。

また、公営企業会計に対しては、別に「経営健全化基準」が設けられています。

山辺町の令和元年度決算に基づく算定結果は以下のとおりであり、公共下水道事業特別会計の指標は経営健全化基準を下回るものであるが、資金不足額が発生しており、次年度以降の改善が必要な状況となっています。

（ ）内は昨年度比率

【健全化判断比率】

（単位：％）

指 標	山辺町比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (—)	15.0	20.0
連結実質赤字比率	— (—)	20.0	30.0
実質公債費比率	11.2 (10.5)	25.0	35.0
将来負担比率	50.7 (61.3)	350.0	

※実質赤字比率の「—」は、実質赤字額がないことを示します。

※連結実質赤字比率の「—」は、連結実質赤字額がないことを示します。

【資金不足比率】

（単位：％）

会 計 名	比 率	経営健全化基準
山辺町簡易水道等特別会計	—	20.0
山辺町公共下水道事業特別会計	2.5	

※資金不足比率の「—」は、資金不足額がないことを示します。